

地方独立行政法人大阪市博物館機構への移行に伴う職員の承継 及び派遣並びに勤務労働条件等について（案）

大阪市立博物館施設（大阪歴史博物館、美術館、東洋陶磁美術館、自然史博物館、科学館）及び、新美術館の開館準備業務については、指定管理者制度による管理代行から、地方独立行政法人による経営と運営の一元化への転換を図ることとし、平成 31 年 4 月に地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という）の設立を予定しており、次のとおり法人への移行に伴う職員の承継及び派遣、並びに職員の勤務労働条件等について提案する。

1 法人への職員の承継及び派遣の取扱いについて

（1）承継職種

学芸員については、地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定による「承継」とする。

（2）派遣職種

事務及び技術職員については、法人への移行時における安定した業務運営を確保する観点から「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき「派遣」とする。

（3）承継及び派遣の時期

法人設立日 平成 31 年 4 月 1 日（予定）

2 本市から承継される職員（学芸員）の勤務労働条件等の取扱い

法人における職員の勤務労働条件等については、法人への移行時に給与等の条件が本市の基準を下回ることのないよう、法人の勤務労働条件等は市制度を基本に設計する。

（1）人事給与制度について

① 給与及び諸手当

本市給与制度に準じる。

法人への移行時に給与等の条件は本市の基準を下回らないものとする。

② 給料表

市制度に準じる。

③ 定年・退職制度

市制度に準じる。

在職期間については、本市での在職期間を通算するものとする。

④ 退職手当

市制度の支給基準に準じて支給する。

⑤ 人事評価制度

法人において制度設計を図る。

（2）勤務時間等について

勤務時間、休暇等については、法人において市制度を基本に制度設計する。

(3) 福利厚生等について

① 共済制度

本市共済組合員とする。

② 互助会

本市互助会員とする。

③ 災害補償

災害補償は地方公務員災害補償法を適用する。(法人として地方公務員補償基金大阪
市支部へ加入)

④ 雇用保険

雇用保険の被保険者となるため、給料(諸手当を含んだ賃金総額)や期末勤勉手当等
の支給額に応じて、本人負担が生じる。

(4) 実施時期について

平成 31 年 4 月 1 日 (予定)

3 本市から法人へ派遣される職員の勤務労働条件等の取扱い

(1) 給与制度

法人の給与規程による。ただし、法人と本市で協定書を締結し、市職員給与との均衡
を図る。

(2) 勤務時間、休暇等

法人の規程を適用する。(原則、市制度)

(3) 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日 (予定)

<参 考>

区 分	承継職員	派遣職員
身 分	法人職員（非公務員）	本市職員
給 与	法人の給与規程による 但し、本市の給与制度に準 じる	法人の給与規程による 但し、本市との取決めによ り決定
地域手当	本市の制度に準じる	本市の制度に準じる
扶養手当		
住居手当		
通勤手当		
期末勤勉手当		
退職手当	法人の退職手当規程による 但し、本市の制度に準じる	本市の退職手当条例の適 用
勤務労働時間等	法人の就業規程による	法人の就業規程による 但し、本市との取決めによ り決定
共済制度	本市共済組合	
互助制度	本市互助会	
災害補償	地方公務員災害補償基金大阪市支部	
雇用保険	雇用保険法適用	雇用保険法適用除外